

# 施策評価シート【重点施策】

## 個別施策 - (3)

### いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

#### 基本的な方向性

高齢者の生活支援等を通じた孤立の防止や見守り体制の整備など、高齢者の生活基盤の整備に取り組むとともに、医療と介護の連携推進、成年後見制度の利用などを進めます。また、高齢者等の虐待防止、「8050問題」、介護人材の確保・定着に取り組むことで、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境をつくりまします。

#### 重要業績評価指標（KPI）の達成状況

指標名	単位	実績値					5年度 目標値
		改訂計画 策定時	2年度	3年度	4年度	5年度	
認知症サポーター養成者数 【累計】	人	20,794	24,104	25,528	27,309	28,764	33,500
成年後見制度出張講座等参加者数【累計】	人	2,773	3,334	4,005	4,800	5,446	5,600
医療・介護多職種連携研修参加者数【年間】	人	397	141	381	255	260	800

#### 施策の推進に向けた主な取組の「成果」

- ・市内13か所の高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）で、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となり、関係機関等と連携しながら、高齢者の相談や総合的支援の推進を図りました。また、認知症予防教室を行うなど認知症施策を推進するとともに、平塚市在宅医療・介護連携支援センターの運営を通して、在宅医療と介護の連携を推進しました。
- ・旭地区において、ハード整備前から実施可能な事業を積極的に展開し、地域との情報共有を図りました。また、北街区の事業者誘致に向け、内閣府の地域再生制度支援措置の1つである「地域住宅団地再生事業」を活用するため、地域団体やUR都市機構などから構成される旭地区地域再生協議会での協議を経て、「平塚市平塚高村団地地域住宅団地再生事業計画」を作成し、国土交通大臣の同意を取得の上、公表しました。
- ・介護職員初任者研修の受講料や介護職員の宿舍借上げ費用の一部を助成することで、介護人材の確保、定着を図りました。
- ・中核機関に移行した成年後見利用支援センターの機能を拡充し、成年後見制度に係る相談支援を行うとともに、出張講座や講演会等を実施し、成年後見制度の普及啓発を図りました。また、権利擁護人材育成講座などを実施し、成年後見制度の利用促進に寄与しました。
- ・高齢者・障がい者虐待防止等ネットワーク協議会を開催したほか、虐待防止に関する研修会を開催するとともに、虐待防止などの資料を配布し、周知することで、関係機関との連携や対応力の強化を図りました。
- ・終末期に向けた活動支援事業検討会を開催し、高齢者やその家族からの相談体制充実に向けた検討を重ね、民間事業者と「終活に係る業務の支援に関する協定」を締結しました。また、エンディングノートの配布や終活セミナー開催による普及啓発を行いました。

## 施策を推進する上での「主な課題（・）」と課題解決を図るための「取組方針（ ）」

- ・高齢者よろず相談センターの質の平準化が必要となります。また、認知症の早期発見や家族支援、在宅医療と介護の連携を推進する必要があります。  
高齢者よろず相談センターの後方支援等を行う基幹型包括支援センターを設置し、8050問題や支援拒否等の各センターでの対応困難な事例について、関係機関を交えた的確なアセスメントの支援を実施します。また、平塚市在宅医療・介護連携支援センターや認知症初期集中支援チームを活用した医療と介護の利用支援を推進します。
- ・地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の推進について、地域の要望を一つでも多く公募条件に反映できるよう、UR都市機構と引き続き緊密に連携をしていく必要があります。  
引き続き、実施可能なソフト事業を旭地区で展開するとともに、地域団体の会合などを通して、地域へ情報提供を適宜行っていきます。また、「北街区」に設置をする多目的スペースの設置・運営手法や機能などについて、研究を進めます。
- ・介護人材の確保・定着に向けた取組を進めることで、介護保険サービスが安定的に提供される必要があります。  
介護職員初任者研修に係る受講料の一部助成やスマート介護を推進するなど、介護人材の確保・定着や介護現場の生産性向上に向けた取組を進め、介護サービス事業所等に携わる人材を安定的に確保します。
- ・支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利を守る必要があります。  
平塚市成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関と成年後見制度の周知を図るとともに、成年後見制度の利用支援を推進します。また、市民後見人の養成、後見サポーターの活動支援や後見人に限らない権利擁護人材の育成、市民後見人選任に向けた支援を行います。
- ・本人の意思が尊重され、希望に沿った生活を送れるように、高齢者、障がい者の権利擁護の視点に立った支援や虐待などへの対応が必要となります。  
高齢者、障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる支援体制の拡充を図るとともに、権利侵害を防ぐため、関係機関との支援体制の強化を図ります。

## 関連する【取組】と（事業）

- 【地域包括ケアシステムの深化・推進】（包括的支援事業）（地域医療福祉拠点整備モデル地区構想推進事業）
- 【介護保険サービスの円滑な実施のための人材確保】（介護人材育成定着支援事業）
- 【権利擁護推進体制の構築】（成年後見制度推進事業）（障がい者権利擁護推進事業）（終末期に向けた権利擁護推進事業）